

議会だより

かわち

第44号

2016. 12. 1 発行



平成28年第3回定例会(9月)河内町... P 2 ~ P 4

一般質問... P 4 ~ P 12

平成28年第5回臨時会(10月)河内町... P 12

写真: 10月26日 みずほ小2年生 町たんけんから

平成28年第3回河内町議会定例会

9月8日から9月15日までの8日間の会期で開かれた定例会において、提出された報告4件、条例改正等5件、補正予算3件、人事案件2件について審議され、平成27年度会計決算が決算審査特別委員会に、請願2件が常任委員会に付託されました。また、最終日には、7名の議員による一般質問が行われました。その結果及び内容についてお知らせします。

平成27年度会計決算を認定

平成27年度各会計決算の認定については、「決算審査特別委員会」を設置し、慎重な審査を行い下記のとおり、7会計すべて認定されました。

会計別歳入歳出決算概要

会計名		歳入(収入)	歳出(支出)
一般会計		52億9,947万円	48億8,776万円
特別会計	下水道事業	3億630万円	2億8,764万円
	国民健康保険	16億6,019万円	15億9,088万円
	介護保険	9億9,870万円	9億1,186万円
	介護サービス事業	697万円	619万円
	後期高齢者医療	8,698万円	8,542万円
合計		83億5,861万円	77億6,975万円
水道事業	収益的	2億5,125万円	2億4,401万円
	資本的	57万円	1,934万円

議案の内容と結果

報告

報告第1号
平成27年度河内町一般会計継続費精算報告について

継続費に係る公有財産台帳整備事業及び固定資産台帳整備事業が完了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するもの

報告第2号
平成27年度河内町健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告するもの

報告第3号 平成27年度河内町下水道事業特別会計にかかる資金不足比率の報告並びに
報告第4号 平成27年度河内町水道事業会計にかかる資金不足比率の報告について

条例

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告するもの

議案第1号
河内町選挙公報の発行に関する条例の制定について【可決】

河内町の議会議員及び長の選挙における選挙公報を発行するため、本条例を制定するもの

議案第2号
河内町国民健康保険条例の一部を改正する条例【可決】

所得税法の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第8条による改正にあわせて改正するもの

議案第3号
河内町共同利用施設設置条例の一部を改正する条例【可決】

旧長竿保育所に共同利用施設を設置するもので地域のコミュニティの場として活用するため本条例の一部を改正するもの

議案第4号 河内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例【可決】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正と建築基準法施行令の一部が改正されたことにより、本条例の一部を改正するもの

議案第5号 河内町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例【可決】

河内町における土砂等による埋立てについて、許可条件において事業に用いる土砂等の性質や発生元を規制するため、本条例の一部を改正するもの

予算

議案第6号
平成28年度河内町一般会計補正予算(第3号)【可決】

歳入歳出予算の総額に162,345千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ

議案第7号
平成28年度河内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)【可決】

歳入歳出予算の総額に3,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,545,946千円とするもの。歳入については、繰越金3,500千円を増額するもので、歳出については、諸支出金3,500千円を増額するもの。

議案第8号
平成28年度河内町介護保険特別会計補正予算(第1号)【可決】

歳入歳出予算の総額に4,968千円を追加し、歳入

歳出予算の総額をそれぞれ930、422千円とするもの。歳入については、国庫支出金34千円、支払基金交付金3、508千円、県支出金17千円、繰越金1、409千円を増額するもので、歳出については、一次予防事業費138千円、他会計繰出金4、830千円を増額するもの。

教育委員会委員決まる

任期満了に伴い、議会の同意により次の方が教育委員会委員に決まりました。

- 根本 幹朗 氏 (再任)
- 河内町金江津 4130番地
- 鈴木亜矢子 氏 (新任)
- 河内町源清田 2041番地



ほか河内町独自の子育て支援についての説明を。

町民課長 河内町の医療福祉費支給制度、マル福は、妊産婦、小児、ひとり親、重度身障者に対し、県補助と町単独事業で医療費の一部を助成するもの。

妊産婦の助成内容は、母子手帳の交付を受けた月の初日から、出産の翌月の末までの期間、町単独では県の所得制限を超える方と受診範囲を拡大して助成。平成27年対象者36名のうち町単独は3名。小児の助成内容は、町単独では県の所得制限を超える方と外来をゼロ歳から中学3年生に拡大して助成。平成27年度対象者890名のうち町単独は267名。ひとり親の助成内容は、町単独では子が20歳到達の年度まで拡大して助成。平成27年度対象者207名のうち町単独は48名。

議員 子供が病院にかかる費用、マル福を無料にすることは、どう考えているか。

請願

◆教育予算の拡充を求める請願

- 【請願者】茨城県教職員組合 吉田 豊 外34名

- 【紹介議員】雑賀 茂 議員

【議決結果】採択

【意見書提出先】内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣

◆かわち直販センターに関する請願

- 【請願者】野高 貴雄 小更 孝史 外337名

【紹介議員】福智 正之 議員

- 大野 佳美 議員
- 雑賀 茂 議員
- 小更 雅之 議員

【議決結果】不採択

町民課長 美浦村、阿見町、利根町は自己負担の全額または一部を助成。河内町では、ひとり親の対象拡大は町単独でマル福の対象を拡大して手厚くしている状況。子育てを支援する観点から、妊産婦及び小児の自己負担金を軽くすることが、住みやすい町の環境づくりになると思うが、毎年多額な経費が必要であり、それが経常的になることや医療費の拡大にならないよう細心の計画を立てながら前向きに検討していく。

議員 公民館のトイレの洋式化を望む声があり、役場2階のトイレも利用する気にならない。公共施設のトイレのリフォームについてどう考えているか。

公共施設の施設整備について

総務課長 今回、補正予算の中のトイレ改修工事で、改善センターの男子用小便器五つのうち一つを子供用に便器を交換、公民館の男子用女子用各1カ所を洋式に交換予定。

一般質問

要旨をまとめたものです。詳しくはホームページをご覧ください。

星野 初英 議員

子育て支援について

議員 厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会、予防接種基本方針部会にて、平成29年10月からB型ワクチンの定期接種化が了承され、ことしの4月1日以降に生まれた子供が対象となる。河内町で、今年度の定期接種対象人数は、何人ぐらいになるか。

福祉課長 今年4月1日以降に生まれた子供は、8月末現在18人。母子手帳交付者で来年3月までに生まれる予定の子供は32人。現在のところ、合計で50人の見込み。

議員 既に、守谷市、潮来市、下妻市ではB型ワクチンの助成制度を実施しているが、河内町の未接種の3歳未満の子供たちに無料もしくは助成制度を設ける等の考えは。

福祉課長 3歳未満の子供は、今年4月1日現在でゼロ歳児を除いて57名いるが、10月から一斉にワクチンの接種が始まるため、全国的にワクチンの不足が危惧される。ワクチンの供給状況を確認しながら、助成について、できるだけ前向きに検討していく。



議員 現在、子供が病院にかかる時、月2回までは600円診察料がかかり3回目からは無料だが、それは1カ月の場合で、別の病院に通うときには同じように支払うようになる。入院の場合は3,000円までは実費で、それ以上になると無料だが、その

トイレニングセンターの男子用和式二つのうち1カ所洋式、女子用和式の二つのうち1カ所を洋式に交換するなど、洋式化が進められているところ。役場2階トイレは、洋式だが大変狭い。トイレの出入り口の扉の取りつけは検討している。

町長 子育て支援については、河内町が本場に子育てをしやすい環境を、町としてもなるべく前向きに進め、トイレも町民の方が利用しやすいように順次改修を行っていく。

高橋 利彰 議員

コミュニティバスの路線の見直しについて

議員 町民の足である公共交通機関のコミュニティバスを千葉県下総地区、JR滑河駅へ乗り入れ、バスの運行時刻の変更や便数を増やす考えはあるか。

総務課長 平成21年6月から1日4往復と増便、2便目の終点を竜ヶ崎駅から竜ヶ崎一

高下の愛戸停留所まで延長。年間利用者数は、平成22年度から減少傾向で、現在のところ便数をふやすことは考えていない。運行ルートは町の形状や利用実態を見ると大変効率の良いルートになっており、千葉県への乗り入れは、現在のルートや運行の時間の変更では対応は難しい。現在、龍ヶ崎市へ乗り入れているが、市町村を越えたコミュニティバスを運行すること自体が大変めずらしいことで、今後、千葉県への乗り入れについては、財政負担、効率性、千葉県の各関係機関との協議、高齢者の利便性も含め、広く住民の意見を聞きながら検討を進めていかなければならない。運行時刻は朝夕の電車の時刻との調整を図り、便数は利用頻度により検討していくことになる。



議員 十数年前まで、千葉県の千葉交通が田川地区の突合まで来ていたが廃止になり、千葉県への公共交通がなくなつた。千葉県の学校を希望する子供たちが出てくると思われが、どう考えるか。

町長 学校が統合し一緒になることを考えると、やはり千葉県へのコミュニティバスの乗り入れが必要になってくるかと思う。千葉県及び成田市も含め関係機関とも調整を図らなければならないが、この学校統合を機会に検討していく価値はあると思う。

福智 正之 議員

成田国際空港株式会社の庁舎内入居について

議員 成田国際空港株式会社の出先機関を庁舎内に置くように要請した目的は何だったのか。

総務課長 N A Aの地域相談センターが役場庁舎に移った経緯については、当時、町とN A Aとの懇談の中で、わか

議員 今後、施設の明け渡しをしない場合、町が進めようとしている直販運営が滞るので、仮処分も決定しているが、法的手段をとってもいいのではないか。

経済課長 今後も、株式会社ふるさとかわちに対して、裁判所による仮処分命令の決定に従い、町の許可なくかわち直販センターの管理運営を行うことを目的とした同社の役員及び職員のかわち直販センター敷地及び建物に立ち入らせないこと、町へ施設の引き渡しと業務の引き継ぎを速やかに行うことを引き続き強く求めていく。

議員 町で管理運営する場合、現在の従業員がいると思うが、募集要項によって応募があったら採用も含めて対応してほしいと思うが、どのように考えているか。

経済課長 町は、かわち直販センターの管理を行うための施設の管理等にかかわる臨時職員の募集を予定しており、

りやすく地域住民が利用しやすいのは役場の施設というところで、N A Aで検討し役場の施設になったと聞いている。役場の施設の使用について、地方自治法で、行政財産はその用途または目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるのとされており、行政財産使用許可申請により使用許可をしている。利点として、物置として使っていた部屋を使うことになり、施設の有効的な活用が図られたと考えている。



町長 町に交付金を出しているN A Aが、本来は町の中の公共施設を使うのが当たり前だと思っていた。N A Aも状況を判断して、こちらに移ったと思う。町民も、役場に来て、その中に相談センターがあるのも非常にわかりやすくなったと思う。

小中一貫校関連について
議員 小中一貫校が開校されるが、そのあとの空き学校は、たくさん書籍の場所の確保、歴史を保存する場所にしたらどうか。今後どのようにして進めていくのか。

教育長 現存する各学校の法的に定められた永久保存の資料、各学校の歴史を物語る写真等、膨大にある。書類または絵画、書に関しては、特定の施設の中にきちんと保存して、町民どなたでも、いつでも閲覧できるようにするのがいいと思う。貴重な石碑等は、水と緑のふれあい公園の駐車場側の遊歩道に6校分を全て集めて保存することを考えている。

諸岡 周示 議員

かわち直販センターについて

議員 8月31日で株式会社ふるさとかわちが指定管理者を外れたが、いまだに営業している。新聞等に、8月15日付で株式会社ふるさとかわちは、龍ヶ崎簡易裁判所に運営継続の調停を申し立てたとあったが、その内容はどのようなことか。町はどう対応するか。8月22日に町が、かわち直販センター施設内に株式会社ふるさとかわちの関係者が立ち入ることを禁じる仮処分をなせ申請したのか。

経済課長 平成28年8月15日付で、株式会社ふるさとかわちが龍ヶ崎簡易裁判所へ申し立てを行った。主な内容として、株式会社ふるさとかわちは、かわち直販センターの明け渡し義務がないことの確認を求める内容。龍ヶ崎簡易裁判所から町に対して、平成28年10月に出頭を求められており、調停の場において町の主張を述べていくことになる。



議員 小中一貫校の教育の目標に、9年間を見通した切れ目のない連続性のある学習、地域住民型の学習支援、かわち科の創設による郷土学習の充実とあるが、この三つの基本的なことはどのようなことか。

教育長 一つ目、9年間を見通した切れ目のない連続性のある学習とは、教職員が児童生徒の学習状況や生活状況を同じ職員室の中で、小学校部、中学校部の教員が会議等で共有することで、指導の連続性が生まれると思う。児童生徒は同じ敷地内、校舎の中に1年生から9年生の作品が展示されることで、共有、鑑賞、自分の目で自分の力をつける参考資料となり、これも一つ

かわち直販センターに関して、株式会社ふるさとかわちの指定管理者としての指定期間は平成28年8月31日に満了したため、9月1日以降、株式会社ふるさとかわちは、かわち直販センターの業務に一切携わることができず、株式会社ふるさとかわちの役員及び職員が、かわち直販センターへ立ち入る権限もないが、株式会社ふるさとかわちは、これまで株主等への説明会や会社のホームページなどで、9月1日以降もかわち直販センターに関する業務を続けるなどの意思を表明していた。町は、かわち直販センターの管理運営ができず、行政の円滑な遂行に支障を来すことになるため、平成28年9月1日付で水戸地方裁判所龍ヶ崎支部から、株式会社ふるさとかわちが、かわち直販センターの管理運営を行うことを目的とした同社の役員及び職員のかわち直販センターに立ち入ることを禁止する内容の仮処分の決定がされた。

の連続性である。異年齢での集団活動が可能になり、大きい子が小さい子の面倒を見る思いやりの教育、小さい子は大きい子に面倒を見てもらいながら自分の生活を振りかえるという貴重な連続性もできる。小学校部と中学校部の教職員が合同で研修を行うことで、教科指導でも複数の体制がとれ、今まで以上に9年間系統性を持たせた学習指導が可能である。できるだけ教科担任制を敷くことで、学力の定着が図れるのではないかと考えている。

二つ目、地域住民参加型の学習支援については、現在、放課後子ども教室が小学校に存続。年の行事的に各校3回ずつ、子供と触れ合い、伝承遊び、いろいろな遊びをしながら子供を育てるという形で実施している。これからできる学校では、コミュニティスクールを立ち上げ、いろいろな特技を持った人、教科指導に協力できる人たちも考えている。これから目指す学校では、一人でも多くの地域の人に学習面、環境づくりの面で支援、協力いただける場面を

つくっていききたい。
三つ目、かわち科の創設は、30年以上前から「かわち」という小学校3年生、4年生を中心の社会科の副読本があるが、これを1年生から9年生までの9年間を通して河内について学ぶ資料にしたい。いろいろな教科で活用できるように、郷土の歴史、産業、暮らし、安全、先人、郷土の福祉、スポーツ、行政の仕組み、国際協力、豊かな教育、豊かな心、郷土の将来等々を内容項目としてつくっていききたいと考えており、平成30年2月発行を目指している。

議員 地産地消となる現在の学校給食を今後どのように進めていくのか。

教育長 学校給食が、業者委託になり10年が過ぎた。消費税が増税されたときにも給食費を値上げせず維持することも協力いただいた。今後、地産地消について、子供たちが勤労、生産に携われるかという観点で学校教育の中で考えたい。建設中の学校の近隣に、農地を借り上げて、1年

生から9年生までが共同で何かの作物を生産する。自分たちでつくったものを興味を持って食すると考えるので勤労学習を展開したい。
将来的には、調理場を現在の敷地の中に建設し、そこで調理された給食を子供たちがランチルームで楽しみながら食する環境もつくっていききたいと考えている。
町長 やはり河内町ならでの給食があってもいいと考えている。自分が畑でつくったもの食卓へのせ食べるといふことは、本当にうれしいもの。今後、学校給食の委員会でも十分議論しながら方向性を探っていききたい。



篠原 佳治 議員

かわち直販センターについて

議員 町が主体となって運営するという事になったが、今後、町としてどのような運営方針を立てて進めていくのか。

経済課長 かわち直販センターは、平成28年9月1日以降、町が施設を管理運営することになった。条例整備も、平成28年8月町議会臨時会で議決され9月1日から施行している。現在、地方創生のための小さな拠点ネットワークのキーステーションとして再生活用することを目指し、かわち直販センターのリニューアルオープンに向けて、経年劣化等による建物、設備等の改修、新たな販売支援システム等の導入も検討している。
利用出荷登録希望者の募集を8月「広報かわち」に掲載し、8月末で47件の申し込みがあった。9月「広報かわち」にも掲載し、今後も随時募集を行っていく予定であり、8月末には、申し込みいただいた利用出荷登録希望者を対象とした説明会及び

意見交換会を開催。今後は、出荷者協議会等の組織化を図り、出荷規約や商品管理等、出荷に係る具体的な取り決めについて整理していく予定。

議員 限定された人の直販センターではなく、多くの人が集える開かれた直販センターであってほしく、平等に忌憚なく意見を出し合える雰囲気望むが。

町長 直販所をつくった当時の本来の形に戻すというのが非常に大事だと思う。町はやはり公平な立場で、誰でも出荷できる、誰でもあそこ自由に出入りできるという形に持っていかなければならぬ。本当に素直な気持ちで直販所をどうしたらいいのか、利用する方、働く方も含めて、本当に気持ちをゆっくり持つて考えれば、おのずと答えは出てくると思う。肅々と町民のために進めてまいりたい。

小更 雅之 議員

かわち直販センターに係る指定管理者の選定問題について

議員 旧条例により行なわれた指定管理者の公募について、旧かわち直販センターの設置条例第3条の条文は、指定管理者が直販センターを管理するもの。町としては、指定管理者を選定し、議会に提出すべき案件だと思ふが。

設置及び管理等に関する条例の制定について議決し平成28年9月1日に施行され、かわち直販センター設置条例は廃止された。

議員 今まで指定管理者だった株式会社ふるさとかわちは、長年にわたり農業の振興に力を注ぎ、特に米のブランド化や町特産物のPR等、河内町の知名度を全国的に広めてきた。このような活動に対しての評価等どう考えているか。

経済課長 かわち直販センター設置条例第3条は、直販センターの管理は、法人その他の団体であつて、町長が指定する者にこれを行わせるものとする規定しており、平成18年から指定管理者による管理を行ってきた。指定管理者である株式会社ふるさとかわちの指定期間が平成28年8月31日までであり、町は平成28年9月以降の募集を行ったが、選定された団体はなく、平成28年9月以降、町が施設の管理運営を行うこととなった。本年8月の町議会臨時会において、かわち直販センターの

町長 株式会社ふるさとかわちは、町が65%の出資をしてつくり、平成9年8月から平成14年の3月まで延べ7、800万のお金を出している。ところが、町がここまで出資をし、補助金も投入してきたが、平成25年5月最終的に株式2・5%になっていたのは、非常に残念でならない。つくった当初は、本当にみんな私たちも期待し、期待に応えながら、この十数年間頑張ってきたと思うが、当初の設立の目的から少しずつ変わり、町が管理ができなくなるような形になってしまった。しっかりと

と経過と現実的な部分をよく直視し、町のための活躍をお願いしたい。

議員 指定管理者を公募したにもかかわらず、指定管理者の候補者2者とも落選させ、予算的な裏づけも全くない中で、かわち直販センター利用の希望者の募集を行っているが。

経済課長 指定管理者募集は、応募団体のいずれもが指定管理候補者として適任ではないと選定されなかったため、町がかわち直販センターの管理運営を平成28年9月以降に行うことになった。そのため、新たにかわち直販センターの設置及び管理等に関する条例の施行に伴い、かわち直販センター設置条例の効力が及ぶ期間、指定管理者の管理を規定した条例は平成28年8月31日までとなっている。平成28年9月1日以降、かわち直販センターの設置及び管理等に関する条例が施行されており、町がかわち直販センターの管理運営を行うことについて

小中一貫校に伴う通学路等の安全確保について



議員 再来年には小中一貫校となる。通学手段として、徒歩、自転車、スクールバスによるバス通学になり、児童生徒の数もふえ、学校周辺では登下校時にはたくさんのお子生徒が集まり、一般車の通行、バスの乗り入れもあり危険が考えられるが、通学路の安全確保をどのように考えているか。

条例上の問題はないと考えている。また、町がかわち直販センターの管理運営を行うことについて伴う経費について、随時補正予算による対応を行っており、8月町議会臨時会及び本議会定例会において、一般会計補正予算に必要な経費の予算計上を行っている。

教育委員会事務局長 長竿バイパスは交通量が多い道路であり、子供たちが安全に通学、横断するためには、信号機の設置は不可欠と考える。学校統合準備委員会においても、竜ヶ崎警察署長宛てに信号機の設置を要望しているところ。また、平成29年度に、新設校東側の町道の拡幅工事を予定しており、車道と分離した自転車、歩行者道路を整備する予定。そのほかにも、速度制限、追い越し禁止やスクールゾーンの標識の設置等を早急に実施することで、通学路の安全確保が図られるものと考えられる。

議員 スクールバス乗り場は人目のない場所、生徒の少ない乗り場など、いろいろと危険が考えられるが、バス乗り場の選定をどう考えているか。

教育委員会事務局長 バス停の選定は、集落の公園や神社敷地、公共施設、学校等を考えているが、個人の所有地を借りることも想定される。バス停留所は、保護者や地域の



議員 このままでは河内町は、茨城県で一番少ない町村になる可能性がある。例えば、河内町に移住してくれた人に滑河駅、佐貫駅の駐車場を無料で貸す、待機ゼロの町だということをもホームページ上でアピールしたらどうか。稲敷市では対策課を設けているが、河内でも専属の職員を置き、人口減少に向けて河内町の特徴ある情報や国から情報を吸い上げる部署をつくるべきではないか。

企画財務課長 待機児童ゼロ等、町の特色を全面に出し、町のPR事業が足りないのでは、今後も取り組んでいきたい。

方々に立哨等の協力をいたたくことで、児童生徒の安全が確保されるものと考えられる。



議員 通学時間が長くなるのが予想されるが、通学時の突当りの災害、不審者などと遭遇した場合、避難する場所、避難している場所との連絡方法など考えておかないといけないのでは。

教育委員会事務局長 町の小中学校ではいろいろな生活場面において、火災、地震発生時の避難訓練に加え、救急救命講習会、AEDの使用訓練、不審者侵入を想定した訓練を実施している。また、毎年実施している交通安全教室などを通して、児童生徒に安全意識、危険予測、回避能力を身

駐車場の無料貸し付け等は財源が伴うので、協議し検討していきたい。

町長 人口減少問題については、河内町の総合的な戦略として平成9年第3次、平成19年第4次と10年ごとに総合計画をつくっている。歴代の首長、議員の皆様もいろいろなアイデアを出し現在に至っているが、これから今できるところから少しずつやっていかなくてはならない。河内町をどういう方向に持っていくか、これからの一つの正念場である。専門の課を設けるか、課の見直しも含めて、河内町に一番適した方法を考えていきたい。新たなものも考えながら、今までのいいものは残し、本当に住みやすい町にしていくにはどうしたらいいのかを、議員の皆様と一緒に考えていかななくてはならない。

議員 国の制度でお助け隊があり、稲敷市では任命してやっている。外部から助言する若い人を入れる仕事隊等を導入するのはどうか。

につけさせることとともに、地域住民、保護者、関係機関が協力することで、児童生徒への安全を確保したいと考えている。新設校への新たな通学路については、現在、使用している通学路を基本として安全な通学路になるよう選定してまいりたい。長竿バイパスは、登校時には特に交通量が多い道路となる。比較的交通も少なく災害時の避難においても地域の住民の助けが容易で防犯灯整備されていることから、長竿集落の道路も検討していく必要がある。

不審者対策については、子供を狙った犯罪がふえたことを受けて設置された110番の家がある。主に通学路にある商店や民家に設置しており、町内には273戸。110番の家では、子供たちを保護し、警察や学校等への通報を行っており、地域ぐるみで子供たちの安全を見守っていかれたら考える。

企画財務課長 まちづくり協力隊は、実際に導入した市町村から情報を収集している。3年間の事業なので、3年間は国から支給される手当で雇用できるが、その後、継続的に町の中でどういった形で協力していただき、予算をどう立てるかも今後検討していきたい。

町長 協力隊の話は出ていた。河内町では今新しい産業できつつある状態。どう絡められるか再度、検討していきたい。

議員 学校の統合により、これから生まれる空き施設はどうしていくのか。小学校、中学校の起債が何年残っているのか、起債金額、各学校別にどのぐらいあるのか。

教育委員会事務局長 小中学校再活用審議委員会を設置し、閉校小中学校の現状の把握、再利用の可能性、再利用の募集と募集要件、その他必要な事項について協議を開始したのでなるべく早い段階で再利用できるように検討していきたい。

大野 佳美 議員
町政について

議員 人口減少に対して、現在の取り組みはどうしているか。

企画財務課長 町では出生率の向上対策の町独自の事業として、次世代育成支援金制度、子育て世代が優先的に入居することが出来る町営住宅としての子育て支援住宅の建設など、人口減少、少子化に歯どめをかける対策を行っているところではあるが、平成26年11月まち・ひと・しごと創生法の施行に伴い、全ての自治体において人口減に歯どめをかけ、雇用と産業の創出を政策目標とした総合戦略の策定が示された。河内町では、平成28年3月に策定した河内町総合戦略に掲げたさまざまな施策の中から、重要かつ優先度の高い事業について、国の財政支援等を活用し推進している。地方創生が掲げる新たな雇用の創出、地方への新しい人の流れ、町の活性化、推進と実現に向けての取り組みを通して、町の人口減少対策につなげていきたい。



企画財務課長 既存の小中学校27年度末の起債残高、学校ごとの主な事業。生板小学校、残高1億6,333万円、事業内容は屋内運動場、校舎の改築費。みずほ小学校1,152万8,000円、耐震補強工事。金江津小学校8,174万8,000円、耐震補強、震災に伴う改修。河内中学校3,543万5,000円、耐震補強、校舎の改築費。金江津中学校510万6,000円。

議員 契約内容等で危惧するのは、無償で借りているのは大変うれしいが、負の財産を残された場合の対応をどう考えているのか。

かわち直販センターに関する議会情報について整理してみました
《経済課資料より》

平成9年9月	株式会社ふるさとかわち設立（町所有割合65%） 資本金20,000千円（町13,000千円）、株400株（町260株）
平成9年度～10年度	町は「かわち直販センター」を設立し、設計・備品等を含めて地域食品商業活性化施設整備事業補助金を活用し179,800千円で建築
平成11年度～13年度	町から株式会社ふるさとかわちに「ふるさとかわち運営補助金」として50,000千円支出
平成16年7月	町の基幹産業である農業に少しでも貢献したいとの理由で30人より申請申込があり、160株を売却し、町所有は100株となり割合は25%となる。
平成18年9月	株式会社ふるさとかわちを議会の議決を得て指定管理者として指定する。
平成21年度	町は「かわち直販センター」敷地（4,414㎡）を44,140千円で購入、地域活性化生活対策臨時交付金を充当し下屋を19,600千円で増築
平成23年8月	8月31日付で指定期間終了となる。
平成23年9月	株式会社ふるさとかわちを議会の議決を得て指定管理者として指定する。
平成25年5月	町の基幹産業である農業に貢献したいとの理由で5人より申請申込。90株を売却し町所有は10株となり割合は2.5%となったため、議会への報告義務もなくなる。あわせて町は、借入金を保証する損失補償についても中止とする。
平成28年8月	8月31日付で指定期間終了となる。
平成28年9月	町直売所「かわち直販センター」の管理運営問題で、水戸地裁龍ヶ崎支部は1日付で株式会社ふるさとかわち関係者が施設内に立ち入ることを禁じる仮処分決定をする。
平成28年10月	20日に町は話し合いによる解決を目指すため、立ち入りを禁ずる仮処分申し立てを取り下げる。 27日より調停による話し合いに入る。

※指定管理者制度…住民の福祉を増進する目的で設置した公の施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間業者等を含む法人・団体に行わせる制度。

平成25年	報告 1 件	第3セクター「株式会社ふるさとかわち」に関する経営状況の報告について
	一般質問 1 件	指定管理者制度について
	緊急質問 1 件	第3セクターふるさとかわちに対する債務補償の件について
平成26年	報告 1 件	第3セクター「株式会社ふるさとかわち」に関する経営状況の報告について
	一般質問 2 件	株式会社ふるさとかわちについて かわち直販センターについて
平成27年	一般質問 1 件	直販センターについて
平成28年	一般質問 3 件	かわち直販センターの指定管理者制度について
		かわち直販センターについて
		かわち直販センターに係る指定管理者の選定問題について
	請願 1 件	かわち直販センターに関する請願について（不採択）
議案 2 件	議案 2 件	かわち直販センターの設置及び管理等に関する条例の制定について（可決）
		訴えの提起について（可決）

企画財務課長 長竿邸、旧給食センター、旧長竿小学校の使用貸借契約書の内容及び途中解約等の問題が発生した場合、契約内容は、貸し付け期間10年、貸し付け料無料、現状変更は借り主の承認を得ること。貸し付け物件の返還は、貸し付け期間が満了し契約が更新されない場合、原状に復し返還するものと規定。原状回復は貸し主による免除を規定。当該契約についての疑義が生じた場合、貸し主、借り主、双方で協議決定する。途中解約が発生した場合の損害賠償等についても規定している。これまでの貸し付けの施設について、まち・ひと・しごと創生法に基づき策定した河内町地域再生計画の重点事業であり、小さな拠点ネットワーク化事業として町が取り組んでいるので、町の目標達成に向けて支援、協力を図りながら、まちづくりを進めていきたい。

議員 直販センター問題に対して話し合いをしたのか、どういう形でやっていったのか。
経済課長 町長を交えた会社側との協議は2回ほど。事務方では、4月の指定管理者の募集を行って以降その都度必要な部分で連絡調整を行っている。
議員 大騒ぎしていて、すぐ河内町に對しマイナス要因が発生するのではないかとどこかで折り合いが今までもつかなかつたのか。いろいろ町民のうわさで不安になっていっている人がいるが、どういう考えで進めていくのか。
町長 本来の第三セクターは、当初は本当に町の将来を考えてつくったと思う。今まさに町民が迷惑していて、ちゃんとした形に戻すことが私の仕事。町民の人が誰でも利用できるというスタンスで、継続できるような形にするのが行政、執行部の責任。みんな



で当たり前の直販所にしようとして今やっている。しっかりと皆さんに認識していただき、助言をして、正しい方向に持っていったらきたい。

平成28年第5回 議会臨時会
10月18日に開かれた臨時会において審議された議案2件について、結果をお知らせします。

議案第1号 訴えの提起について【可決】
かわち直販センターの建物から退去せず、管理運営を継続している。また、裁判所から出された仮処分命令にも従わないことから、かわち直販センターの建物明渡請求について、地方自治法第96条第1項第12号規定により、訴えの提起をするため議会の議決を求めるもの。

議案第2号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第4号）【可決】
歳入歳出予算の総額に5,010千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,486,667千円とするもの。

議会を「傍聴」してみませんか

議会はどなたでも傍聴することができます。
 定例会は原則、3月・6月・9月・12月に開催されます。
 詳しくは、議会事務局までお問合せ下さい。
 ☎ 0297-84-2111 内線 201



お知らせ

この議会だよりは、会議で行われた内容を要約してお知らせしております。詳しくは、町のホームページにある河内町議会より会議録をご覧ください。
 また、議会に関するその他の情報もご覧いただけます。
 URL <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/gikai/index.html>
 なお、議会会議録は、公共施設（役場、福祉センター、農村環境改善センター、つつみ会館）にもありますのでご覧ください。

◆ 議会議長及び議員の主な動向 ◆

平成28年9月から平成28年11月

9月8日	第3回議会定例会初日 決算審査特別委員会	19日	町学校給食運営委員会 衛生組合全員協議会
9日	決算審査特別委員会	23日	県消防ポンプ操法競技大会県 南南部地区大会・解団式
10日	中学校体育祭	27～29日	町議会行政視察研修
14日	町民生委員推薦会 町小中学校再利活用審議委員会	11月1日	衛生組合定例会
15日	第3回議会定例会最終日	6日	かわちフェスタ2016
17日	小学校運動会	8日	県南町村議会議員大会
20日	街頭キャンペーン	9日	町村議会議長全国大会 町小中学校音楽会
21日	街頭キャンペーン	10日	町航空機騒音対策協議会
25日	町消防ポンプ操法競技大会	9～11日	衛生組合視察研修
27日	町学校給食運営委員会	14日	稲敷広域定例会
28～30日	県南町村会行政視察	15日	議会運営委員会
10月3日	県南町村議会議長会	21～22日	町村議長行政視察
5日	議員勉強会	22日	町金婚式
7日	町総合計画審議会	25日	町戦没者追悼式
14日	町小中学校再利活用審議委員会	28日	稲敷地方航空騒音公害対策協議会
15日	町敬老福祉大会	29日	第4回議会定例会 初日
18日	第5回議会臨時会		

発行/河内町議会 編集/河内町議会広報委員会
 〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183
 TEL 0297-84-2111 FAX 0297-84-4357
 URL <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/gikai/index.html>

委員長 宮本 秀樹 副委員長 星野 初英
 委員 大野 佳美 委員 諸岡 周示